

独立行政法人国立病院機構埼玉病院地域医療研修センター運営協議会規約

1条 本会は、独立行政法人国立病院機構埼玉病院地域医療研修センター運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、独立行政法人国立病院機構埼玉病院に置く。

第2条 協議会は、地域医療研修センターの運営を円滑に実施するため、関係重要事項について協議する。

第3条 協議会は、次に掲げる委員を以って構成し、委員は独立行政法人国立病院機構埼玉病院長（以下「病院長」という。）が委嘱する。

- （1）朝霞地区医師会会長
- （2）朝霞地区医師会4支部長（朝霞、和光、新座、志木）
- （3）朝霞地区医師会学術委員長
- （4）朝霞地区歯科医師会長
- （5）朝霞地区薬剤師会長
- （6）朝霞保健所長
- （7）独立行政法人国立病院機構埼玉病院長
- （8）その他病院長が必要と認める者

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた時、新たに委嘱された委員の任期は前任者が残した期間とする。

第5条 協議会に議長及び副議長をそれぞれ1名置く。

- 2 議長は病院長とし、副議長は委員の互選により選出する。
- 3 議長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条 協議会は、必要に応じて議長が召集する。

第7条 協議会の庶務は、独立行政法人国立病院機構埼玉病院事務部庶務課において処理する。

第8条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項が生じた場合は、協議会に諮り議長が定める。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日一部改正